

平成 30 年度 第 2 回四條畷市補助金制度在り方検討会 議事摘録

- 日 時 平成 30 年 5 月 28 日（月） 10 : 00～11 : 25
- 場 所 四條畷市役所 本館 2 階 ミーティングルーム
- 出席委員 = 5 名 : 辻委員、施委員、坂本委員、藤岡委員、増田委員
- 傍聴者 = なし
- 事務局 = 2 名 : 賀藤地域協働課長、宇都宮地域協働課主任

担 当	内 容
事務局	<p>皆様おはようございます。本日は、ご多忙の中ご参集いただきありがとうございます。</p> <p>それでは、会議に入ります前に、本日の配布資料の確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>次第の下部に配布資料として記載されているものです。まず、公募型補助金制度の創設に伴う既存補助金の考え方についてという A4 1 枚ものの資料、それから、A4 両面刷りの四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金募集要領、それからホッチキス止めの同交付要綱（たたき台）と、クリップ止めの同審査要領となります。皆さま過不足等ございませんでしょうか。</p> <p>さて、それでは今回も各委員の皆さまに円滑な会議の進行にご協力いただきながら、概ね 2 時間、遅くとも正午までには会議を終了できればと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それではこの後の進行に関しましては委員長よろしくお願いいたします。</p>
辻委員長	<p>どうも皆さんおはようございます。</p> <p>本日は傍聴者の方がいらっしゃらないということによろしいですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
辻委員長	<p>分かりました。それでは早速本日の検討内容ですけれども、（仮称）四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金についてということで、これについ</p>

	<p>て皆さんのご意見をいただく前に、事務局から配布資料の内容について説明をお願いします。</p> <p>事務局 資料内容に沿って説明します。まず、既存の補助金 88 個の内容について網羅的に把握する必要があることから、6 月より地域協働課の方で、各課ヒアリングを行う予定です。その中で、内容が実質的には委託事業であるのか補助事業なのか、新たな公募型補助金制度のテーブルで議論するべきかそうでないかなどを判断するための基礎資料を作成し、市の中で既存補助金について、分類を行った上で、最終的に残った既存補助金について、在り方検討会で審査するという流れで考えています。</p> <p>次に募集要領ですが、交付要綱と対になるもので、補助金を交付するための行政内部のルールとしての要綱の内容を、提案者に分かり易く変えたものとなっています。</p> <p>最後は審査要領ということで、提案された事業を市として採択するか不採択とするかの審査を行う上での基準を定めたものとなっております、現在のたたき台の時点では、書面による 1 次審査と、プレゼンによる 2 次審査ということで作成させていただいています。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>ありがとうございます。それではまず初めに、既存補助金の考え方についてという資料の部分で何かご意見ございますでしょうか。6 月からヒアリングを行われるということで、何か仕分けをされるということによろしいのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>この件について補足というか整理しておきたいのですが、これまでこの検討会の共通認識として、今年度の上半期に新しい公募型の補助金制度を構築した上で、既存補助金については、具体的な検討の手法は未定でしたが、スケジュール的には下半期に検討していこうということであったかと思います。</p> <p>この既存補助金について、市でも網羅的に把握していなかったということで、まず地域協働課で 88 補助金についてどういった内容であるのかについて</p>

	<p>整理した上で、最終的には既存補助金もこの検討会で構築した新しい補助制度に移行していくという方向性を持ちながら、この検討会の過去の議論でもあったように、既存補助金に関して委託か補助かの振り分け、また新しい公募型の制度になじまないものもあろうかと思しますので、その判断を市で行ったうえで、残った補助金を新しい制度のテーブルで審査していくというふうに考え方整理したというのがまず1点です。</p> <p>最終的に残った補助金についても、この下半期に全てを同時に新しい制度で検討していくというのも難しいと考えていますので、徐々にできるものから少しずつ移行していくといったスケジュール感で考えていますので、既存補助金についての考え方とスケジュール感について若干変わったということをご認識いただければと思います。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>基本的な考え方としては、既存補助金についてヒアリング内容に基づいて仕分けというか振り分けをされるということですね。委託か補助、それから新制度になじまないものという観点でされた後に残った補助金を審査すると、それはいわゆる補助金の総額で残ったものという認識になるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>振り分けに関しては、補助金の内容によって判断する形になります。ただ、当然補助金に関する予算というものもある中で、大きな考え方としては、全補助金の予算総額という1つのパイの中で考えていくというイメージを持っています。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>最終的に残った既存の補助事業について、全く同じ内容ではなく、新たに作り変える、ないしは同じ内容をブラッシュアップした事業でも問題ないということですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうですね、全く新しいことをされる場合は新規事業という取扱いになってこようかと思えます。</p> <p>この検討会の役割としてお願いしたいことは、新しい公募型補助金制度を構</p>

	<p>築して、新規に提案があった事業について審査いただくということと、既存補助金から新しい制度へと移行して提案があったものを審査いただくということ、またこの双方を審査できることを見据えた制度の構築ということでお願いしたいと考えています。</p>
辻委員長	<p>現在稼働している既存の補助金をこちらの新制度に移行というのは少し難しくなってくるでしょうね。</p>
事務局	<p>事務局としても、多くの課題があると認識しています。</p>
辻委員長	<p>他にこの部分でご意見はありませんか。</p>
坂本委員	<p>既存補助金に関する考え方の中で、行政で振り分けを行った後に残ったものについて公募型の方へ移行ということですが、この移行していく期間について、どの位の期間、例えば1年とか2年とか、もう少し長い期間か、その間に団体と調整を行っていくと思いますが、どのようにお考えでしょうか。</p>
事務局	<p>例えば1年後にいきなり新制度へというのは難しいと考えていますので、一定の猶予というか経過期間は当然必要になってくると思っています。</p>
辻委員長	<p>坂本委員おっしゃるような期間を設けることは必要だと思いますし、有益なものについては長い目で見る必要があるでしょうね。</p>
坂本委員	<p>一方で、あまり長すぎても既得権益のような形になりますので、難しいですが適切な期間を定めて極力移行しやすいようにする必要があると思います。</p>
辻委員長	<p>心配されておられるのは、現状動いている組織の中身が分からないと判断もしづらくて、本当に住民の皆さんだけでちゃんと運営できるかの見極めができるかどうかですね。</p>

事務局	<p>全ての施策において丁寧な説明が必要であるとは当然事務局としても考えておりますので、劇的に変えていくというのは難しいと思っています。内容的な調整も必要になってきますので。</p>
辻委員長	<p>ただ、そうはいつでも無期限というのはよろしくないので、数年といったあいまいな感じでも目標があった方が良い気はします。</p>
施副委員長	<p>一般的には目途は3年位で、既存団体からの移行という意味合いと、新規団体の提案についても毎年永続的に補助金を出す訳ではないので、これも同じく3年で、基本的には4年目からは自立してもらおうというのが期間としては妥当かなと思います。これに関しては新規団体も既存団体も同じことではないかと思えます。このあたりの境界というか境目を今後我々が議論していく必要があると思っています。</p>
辻委員長	<p>今おっしゃった3年という期間の中で、組織の惰性というのは良くないので、新陳代謝というか新しいエネルギーを受け入れるという意味では凄く大事だと思いますが、少し心配するのが、凄く良い事業について3年で切られるというのはどうかなという気がしています。</p> <p>結局今のたたき台には営利を目的としないと書いてあるので、事業による利益を挙げることはできない訳ですから、補助がなくなった途端にその事業がなくなってしまうのでそこをどうするかですね。</p>
施副委員長	<p>それはこの資料にある補助金Bの部分に整理されるのではないですか。この検討会で審査するC補助金にはなじまないという仕分けをされるということ。</p>
辻委員長	<p>新規で応募があった申請というか事業の中で良い提案があったものはBに移行するということですか。</p>

事務局	<p>新規で提案があったものに関しては、時限性の観点から3年という期限があった方がよいとは思いますが、今回市で振り分けを行うのは既存補助金についてという意味合いで考えていますので、新規に提案のあったものをBに入れるというイメージではないのかなと思います。</p>
藤岡委員	<p>この仕分けについては実際やってみないと分からない部分が多いと思います。</p>
辻委員長	<p>ある組織が事業を通じて軌道に乗っていくためには、やはり何らかの形で運営費が出てこないと続けられないので、必ず3年間で区切ってしまうとそれを排除してしまう部分もありますし、ただ組織の新陳代謝の観点から見るとそれも良いのかなという気もしますし、このあたりは忸怩たる部分はありますね。</p> <p>私はこの募集要領の中でどうか、という部分があって、対象事業の中の文章の最後に「新規の」事業とありますが、これはない方がよいと思っていて、新規に限らずに、昔の事業であっても大事なものはあるはずで応募される場合もあると思いますので、新規事業のみに縛る必要はないと思っています。</p> <p>もう一つお聞きしたいのが、対象外の事業の7番目の「補助対象事業の実施年度以降において継続的に経費が必要となる事業」とありますが、4番目に「会計年度内に完了することができない事業」とある中で、これはこういったことを想定しておられるのですか。</p>
事務局	<p>これは、事業着手にあたって必要となるリース料を想定してしまして、補助対象年度以降も事業を継続する場合に、そこまでは対象ではないという意味で設けています。</p>
辻委員長	<p>なるほど、ここは少し読みとりにくいというか分かりにくい感じがします。他に何かご意見ありますでしょうか。</p>

施副委員長	委員長おっしゃられたように対象事業を新規の事業に限る必要はないのかなと思います。
事務局	ここに関しては、先ほどの既存補助金の考え方で、新制度に移行していくという内容と矛盾しますので削除します。
施副委員長	後は、全体の構成で、「対象外の事業」と「提案の要件」の順番を逆にされる方が良いと思います。ダメな要件を先に持ってこない方がと思います。
増田委員	それはおっしゃるとおりだと思います。
事務局	そのように修正します。
施副委員長	それから、委員長おっしゃった対象外の事業の7番目の表現も少し変えた方が良いと思っていて、3年を目途に自立、もしくは既存であれば移行するというので、3年の間に既存の事業も変わっていった欲しいし、新規の事業も育てていきたいしということで。 3年であれば、この間に毎年審査する訳ですよ。1年目の実績としてどうであった、それによって2年目はどうするのか、最終的には4年目に卒業をめざす、という趣旨ですよ。
事務局	今年の3月にいただいた報告書の中にも効果検証の原則という項目がありましたので、今日の議論でそこまで踏み込むかは別にして、毎年効果検証を行うのか、何年かに1回なのか、どのタイミングで行うのかなども今後の議論のポイントであると考えています。
施副委員長	効果検証だけであれば、当初の事業目標が達成されているかの確認とその補助額への反映だけになってしまうので、団体を育成するための我々からのアドバイスという視点も大事になってくると思います。

辻委員長	<p>自立するということは、自分たちである程度稼ぐというか経費を賄う必要があって、寄附になるのか事業収益をあげるかそういうことですよ。そうでないと継続的にはできないですよ。</p>
施副委員長	<p>毎年やりたいイベントがあった場合、それが新規でも既存でも初めてやるプロジェクトであれば、周知の部分で最初のうちはなかなか人が集まりにくいと思います。参加費をとって、例えば3年目に予想以上に人が集まれば、補助金がなくても事業が継続できる、とそういうイメージですよ。</p>
辻委員長	<p>例えば長居公園でやっている肉フェスなどの例でいうと、最初は当然ある程度の資金が必要で、いろんなテナントを呼んでテナント料で収益が上がっても、今のやり方であればその利益分の補助金額を削減ということになるかと思いますが、その利益を積み上げていくと来年度、再来年度と事業に充当できるということです。</p>
増田委員	<p>公益目的のイベント事業も、多くはイベント自体で収益を上げている訳ではなく、補助金や企業を頑張って回る等してお金を集めて何とかやっているものと思います。そういったことを考えると、国や地方公共団体等から補助を受けている事業を対象外にするということについては少し違和感があります。むしろ、当初は四條畷市の補助金を受けてスタートした事業が、次の年に国の補助金をとってスケールアップすれば、これは成功事例として、市としても市が補助している事業はすごいんだと言うべきであって、国から補助をもらっているならじゃあ補助を切りますというのはおかしい、という考え方もできると思います。審査要素の一つ、例えば国から十分過ぎる補助を受けているというから減らすというなら分かりますが、そもそも対象外というのは、提案者側からすればびっくりするような話だと思います。</p>
藤岡委員	<p>補助金制度の目的自体が、行政的には効率というか財政効果の側面が確かに</p>

	<p>ある一方で、協働のまちづくりという観点からは、人材育成であったり、地域力を向上させていくという意味もあるのかなど。どうしても行政というのはお金のことに偏りがちになって、その公平性ばかり見るのですが、そうではなくて、先ほどもお話がありましたが、地域の人材なり団体が育っていくということが後々の地域づくりに役立つんだという観点からいくと、お金に関してもある程度はそういう努力をするところについては認めていこうであったり、継続的な事業実施についても、その間お金だけではなくて、アドバイスであったり人的な面における相談であったり、そういうことも含めて考えていったら良いのではないかというお話ですよ。</p>
増田委員	<p>先ほど営業に行ってスポンサー料をもらうという話をしましたが、その時に市や国などの後援が付いているのが一番信頼されます。そうなりお金の集まりも違いますから、この事業はスポンサーを集めることができるから市の後援を外す、というのは営業している側からするととんでもないことで、むしろ順調にいったら後援が外れることはないかと一般的には思われるのではないですか。逆に、今年から後援が外れるのであればこれは何かあったのだろうかと思われる方もおられるでしょう。</p> <p>自立して欲しいのであれば、市は補助金を出している、後援していますということをホームページに掲載する、市のマークを積極的に使うなどするのが、支援する側と支援を受ける側の良い関係であって、うまくいったらすぐ支援をやめるという発想に立つと、やめた瞬間に関係がつぶれるのではないかと思います。</p>
辻委員長	<p>今の増田委員の意見は凄く大切なことで、いろんな申請が出てきて、その中にこれは面白いなという提案があった時に、補助金としては出ないけれども市としてはこれを支援、責任を持ちましょうということを看板にして資金集めに役立ててもらおうといったこともできるかもしれないですね。</p>
施副委員	<p>行政クラウドファンディングということで、民だけでは寄附は集めにくいけ</p>

長	<p>れども、行政のお墨付きがあることで集めやすくなるという話を過去にこの検討会でもしましたよね。</p>
辻委員長	<p>事業に対しての信頼感が違ってきますよね。</p>
増田委員	<p>クラウドファンディングは行政が実施主体となってやる必要は必ずしもなくて、事業主体がクラウドファンディングをして、行政の後援が付いているだけで全然信頼が違いますし、補助金も付くとなればかなり違います。</p>
施副委員長	<p>補助金も多くは2分の1補助なので、資金力に乏しい団体は、今増田委員がおっしゃった企業からの協賛などで残りの2分の1を集める必要があるときに、行政からの補助金が既に入っているということで集めやすいということですよ。</p> <p>僕のイメージでは、初めてイベントをするときは、テントなど最低限のインフラ設備については補助金から出して、いきなり人が集まったら1年度補助金を打ち切ってもいい訳です。ただ、最初は設備投資の費用がいるから補助金を出して、増田委員言われるように、行政の信頼感で、企業なり市民から協賛をもらってイベントを盛り上げていくという支援のイメージですよ。</p>
辻委員長	<p>少し話は変わりますが、私は今デンマークの公営住宅を調査しているのですが、デンマークは国や自治体が公営住宅を所有していなくて、所有しているのはそこに住む組合の方で、その方たちが5%の出資をして、15%が自治体からの建設補助、残りの75%超は銀行ローンとなっています。但しその銀行ローンの債務保証を自治体がやっている形をとっています。銀行としては貸し倒れないメリットがあって、実際の運営は市民がやるので、行政としては決算などの最低限の関与しかしないということです。このように住民主体に持っていくというのが大事なことで、そこでどれだけ行政がサポートできるかというのがこれから重要になってくるのではと思います。</p>

藤岡委員	<p>先ほど話の出ました審査といった部分の前の段階なんですよ。ただ審査をして落とすという発想だけではなくて、そこに至るまでにもこの立て付けであればここをこう頑張ったら採択されるのではないかとか、この団体はこうして工夫しているから参考にしてみたらどうかとか、そういうアドバイスをしながら事業を育てていくという考え方もあって、今回の補助金制度も、自分たちだけで考えて申請してということではなく、相談にも乗っていきますということも含めてやっていけばどんどん育つ団体も出てくるかもしれないですね。</p>
施副委員長	<p>その視点は最大限のセールスポイントにしていきたいと思います。</p>
事務局	<p>そのアドバイスのタイミングというのが、申請の時であったりプレゼンの時であったり、後は効果検証の時になるのでしょうか。</p>
施副委員長	<p>今日最後に提案しようと思っていたのですが、大阪市のNPO助成の例で、年1回の審査の後、補助金の交付決定を行った半年後に市役所に集まって、途中経過をプレゼンしてもらって、我々のような人がアドバイスをする、終了後は職員も我々も補助事業者も含めた交流会を開くといったことをしています。</p> <p>他にも補助金を出している団体の活動現場を我々が見に行くというのも良いと思います。どうしてもペーパーやプレゼンのパワーポイントの資料だけではなかなか活動内容の詳細まで把握できないですし。</p>
事務局	<p>実際には凄く良い事業で、書面も良く出来ているけれども、プレゼンの時に口下手な団体の方もおられるでしょうし、その逆のパターンもあるでしょうし、事業内容や活動内容を審査のみで判断するのは難しい部分もありますよね。</p>
増田委員	<p>事業主体の側からすれば、意欲のある団体ほど、お金だけ出して口は出さないといった関係が一番良いと思っているでしょう。定期的に事業を見にこられ</p>

	<p>るというのも団体からすれば少ししんどいかもかもしれません。その都度歓待したり、忙しい時でも断ると来年から補助金がなくなるのではないかなどと懸念される場合もあるでしょうし。</p> <p>アドバイスについては、事業をする側でありがたいのが、例えばここの公民館は安く使えるとか、この施設は近くに喫茶店があって、コーヒーを出前してくれるといったような、地域のインフラ系の知識を教えてもらえると非常に役に立ちます。事業内容は事業をやっている方が一番分かっているので、それのみ言及するのはあまり良なくて、事業を行う上で実務的に障害となるようなことをアドバイスすると一番喜ばれるのではないかと思います。</p>
藤岡委員	<p>活動しやすいような補助的な情報であったり、場所であったりということですよ。</p>
増田委員	<p>後はネットには載りにくい情報というか、例えばこの会場は100人定員と公称しているけれど実際は100も人入ると狭すぎるとか、分かっているけれど公には言えない情報、その場でアドバイスするのであれば言えるというような情報といったニュアンスです。こういう情報はかなり喜ばれると思います。</p>
施副委員長	<p>地域協働課が一番良く知っている種類の話ですかね。</p>
事務局	<p>事前にご相談いただければ、分かる限りは庁内で調整等した上でお伝えさせていただく窓口になることはできるかと思います。</p>
藤岡委員	<p>そういう意味では、事前相談会であったり、いろんな所に相談したりでブラッシュアップしていけるし良いものが出てくるかもしれないですね。</p>
施副委員長	<p>冗談ですが、1次の書面審査で落とすことばかり考えるのではなくて、この提案をこういうふうに変えれば審査に通るよとかね。</p>

藤岡委員	<p>育てるという観点をどこまで持つかということですよね。行政として本当に有益な提案であれば是非お願いしたいということになりますし。</p>
事務局	<p>ただ、相談があれば当然応じますが、審査に落ちた団体と採択された団体があった時に、落ちた団体からそんな相談ができるなら相談したのにといい公平性の面については、我々行政として考えておかなければならない部分であると思います。</p>
藤岡委員	<p>事前にオープンにしておかなければならないということですね。</p>
増田委員	<p>本当に役に立つ情報というのは、必ずしも審査の前に言わなければならない情報ではないと思います。例えば、ここでこの事業をするならこの人に話を通しておかなければいけないといったような情報は、実際に事業をする段階では本当に役に立ちます。</p> <p>例えば、あまり地域の実情に詳しくない大学生などが事業を提案してきてくれた時に、この人は地域でのいわゆる顔なので、話を通しておくと事業の集客力が全く変わってくるといった情報などです。</p>
施副委員長	<p>その場合であれば、途中経過報告交流会の時に、不採択になった団体も是非見に来てというアナウンスをした上で、その場でいろいろな情報交流をして、また次回内容を練り直して申請してきてくださいといった循環をすれば、公平性を担保しながら凄く良くなるのではないかと思います。</p>
藤岡委員	<p>いかにたくさんの方が良いものを提案してくれるかというのが大事で、それが継続して出てくる仕組みも必要になってくると思います。</p>
辻委員長	<p>先ほどの話と関連しますが、申請が採択された場合に、増田委員がおっしゃったような市の後援が使えますよといったようなことを募集要領に記載する</p>

	<p>といったようなことはどうでしょうか。もう一つは、採択された場合に、市のいろいろな施設が無料で使えるといったようなことがあれば良いと思います。</p>
事務局	<p>市が最終的に補助金を出すような事業であれば、後援名義の申請に落ちることはまずないと思います。</p>
辻委員長	<p>ただ、それが申請する市民の方が事前に分かった方が話の展開というかストーリーができるのかなという気がします。</p>
坂本委員	<p>採択された事業については、必ず年1回は市の広報なりが取材に行って、広報誌に載せるといったPRのようなものをすれば、市民に事業を紹介もでき、またこういった補助金制度があるという周知ができるのではと思います。</p>
辻委員長	<p>坂本委員の話に関連しますが、私の大学でキャリア支援といって、学生が就職する時に、事前に企業に行って研修をするとといったような時に、その研修内容の発表会をする訳です。それを後輩が聞いてまたその企業を希望するといったように、活動内容を紹介することで私たちもやってみようという繋がりが生まれたりするのでのではないかと思います。</p>
事務局	<p>内容によりけりですが、坂本委員がおっしゃった広報に掲載したり、あるいはホームページに掲載するということはそんなにハードルの高いことではないと思います。</p>
坂本委員	<p>生駒の市民活動団体でも、市の広報誌に取材に来て欲しいという話を良く聞きます。</p>
藤岡委員	<p>団体のモチベーションに繋がる訳ですね。</p>

事務局	<p>特に今回は制度を作って最初の事業になりますので、良い取組みであればむしろ行政の方から掲載させて欲しいということになると思います。</p>
藤岡委員	<p>先ほど増田委員がおっしゃった特典の話ですが、後援というか市のお墨付きがあれば企業やスポンサーが付きやすいという発想が、今まずないと思います。そういう知識なり発想がある団体はできるけれども、知らない団体に対してそういったやり方があるというのを伝えるということも、育てていくという観点からは必要かもしれないですね。</p>
施副委員長	<p>だから補助は2分の1なんですよということで説得力が出てきますよね。</p>
辻委員長	<p>今補助率の話が出ましたが、たたき台では、「予算の範囲内で、補助金の交付の対象となる経費の●分の1以下に相当する額」となっていますが、この考え方の元になっているのが、組織なり団体に一定のお金があるという前提になっていると思います。</p> <p>僕はお金がなくても良い事業があれば市は応援しますというスタンスでも良いのではないかと考えていて、本当にそういう事業であるかどうかは審査の中で判断すれば良い訳であって、必ずしも2分の1なり3分の1の補助率というものがなくても思っているのですが、皆様のご意見はどうか。</p>
藤岡委員	<p>例えば初年度に限る、もしくは何年間という制限を付けてということですよ</p> <p>ね。</p>
辻委員長	<p>これまで継続的にやってきた事業で補助率があるのは良いと思うのですが、今回新しい提案を受けるということで、補助率がある、例えば2分の1補助であれば後半分は出さないということですから、少しハードルが高いのではないかと考えています。</p>

増田委員	<p>これは無理だと思います。営利が認められない中で半分しか出ないということは、半分財産を持ち出す必要がある訳ですので、お金を持っている団体以外は提案できないと思います。実際にこの条件、市から半額が出て、残りの半分を団体の持ち出しではなくて、事業収入で賄えるというのはどういった事業を想定されているのですか。</p>
藤岡委員	<p>例えば既存団体が構成員から徴収している会費というものがそれに当ると想定されますが、であるとやはり既存団体でないと難しくなってくるのかと思います。</p>
増田委員	<p>会費でやっているとなると、対象外の事業の（４）にある自主財源の組み替えを図る事業という項目に抵触すると思います。この項目は会費からの負担を減らすために補助金を取ることは認めないという意味合いだと思いますので。</p>
事務局	<p>今あるイベントの例ですが、市からの補助金に加えて、協賛金を集めてきたり、参加者から負担金を徴収している例が実際にあるので、この範囲では営利には当たらないということかと思います。これが営利であれば確かに増田委員がおっしゃるように項目から外さないと提案する側も難しいと思います。</p>
藤岡委員	<p>どこまでが営利かについて整理する必要があるかもしれないですね。</p>
事務局	<p>あくまでイベントの例ですが、多くは補助金に加えて、協賛金という形で運営しているものが多いと思います。</p>
増田委員	<p>例えば、伝統的な遊びの保存や生涯学習といった公的な観点から、1人1,000円の参加費を徴収してみんなで竹とんぼを作る事業がこれまであったとして、それに今年から市が半額の500円の補助を出すという例では、参加費の組み替えに当たりますよね。どれだけ公益性の高い事業であっても補助ができないということになると思います。</p>

事務局	<p>入場料などを取って事業経費を賄うこと自体は凄く良いことだと思います。ただ、事業費を超える収入があった場合に補助金額を減らすという考え方になってくるのかなと思います。100万円の事業に50万円の補助のケースで、50万円以上の収入があった場合のような例ですかね。</p>
辻委員長	<p>ただ、思うのですが、何かの事業が軌道に乗って継続的に運営される最大の条件は利益だと思います。経済活動は全てそうですが、儲かるから継続してできる訳で、目的は分かりますが、儲かったから補助が出せないとか減らしますというのはちょっとどうかなという気がしますね。</p>
施副委員長	<p>対象外事業の(9)に、「前各号に掲げる事業のほか、公共の利益を害するおそれのある事業」とありますが、これを書くのであれば、今議論されている公益とは何か、どこからどこまでが公益でどこからが営利なのかといった公益の定義のようなものを、どこかに記載して、我々を含めて共通認識とする必要があるのではないかと思います。</p>
増田委員	<p>この項目は、とんでもなく不適當であるがゆえに事前に想定していないような提案があった時にはねるための法技術的なものだと思いますので、実際にそんなに運用上障害になるようなものではないと思います。</p>
施副委員長	<p>営利かどうかの議論の中で、他にも例えば地域でお祭りをする事業に補助を出す場合に、民間の露天商が出店する際にブース料金を取るケースで、露天商行為自体は営利活動になりますよね。</p>
事務局	<p>補助申請が来る段階で、補助金を事業経費の中の何に充てたいというのが当然あって、申請段階でそれを求めていく形になりますので、そこまで心配する必要はないのかなと思います。</p>

辻委員長	<p>提案の要件の(4)に営利を目的としないこととありますが、これは外しても良いのではないですか。対象外の事業の(3)にも営利活動を目的とする事業という項目がありますし。何を言わんとしているかという、少し位の営利は認めても良いのではとあって、内容については実際に審査をする中で判断すればと思います。</p>
施副委員長	<p>イベントの参加費で、例えば1人1,000円までは良いけれどもそれが3,000円になったら営利になるとか、どこで線を引くのかという部分で、大阪市でも聞いたことがあって、普通の一般の営利活動に比べると安くて市民が利用しやすい料金設定なら公益だと、ただその境目というのは凄く曖昧ですよ。</p> <p>これに関して補助金で言えることは、本来は3,000円の参加費が相当で、この料金設定であれば財政的にも団体が自立して行うことができるけれども、公益性の観点から、最初は市民の方に多く参加してもらうことを趣旨に料金を安く設定して、本来3,000円のところを例えば1,500円にすることによって目標の来場者数は達成したけれども赤字になるから補助をするという意味であれば僕は凄く納得できます。</p>
辻委員長	<p>大前提として、申請のあった補助金の中身がどうなのかを市の利益になるか、市民のためになるかなどを個々に判断していく必要があって、その上で少し位儲けても良いのではという話だと僕は思います。</p>
事務局	<p>この営利の話と先ほど増田委員がおっしゃられた自主財源の組み替えの話は重要な部分で、一定の収益を認めないと将来的に少なくとも財政的な自立は絶対にできないと思いますので。</p>
藤岡委員	<p>収益を上げてそれをプール出来て、翌年度に繰り越して継続的に事業ができる仕組みということですね。</p>

事務局	<p>事業のスタートアップの時は出すけれども、団体の自助努力で収益が上がって行って、ここまできたら補助金なしでもできるというのが自立ですよ。</p>
辻委員長	<p>逆に今まで同じ団体にずっと補助金を出してきたというのは、売上がないとか収益を上げるという発想がなかったからということですね。</p>
施副委員長	<p>淀川区で、12月に住民で第9を合唱するイベントを何十年と続けている事例があって、最初は民間で細々とやっていた補助金がなかったら難しかった時もあったかと思いますが、今では住民1,000人規模で、区の主催事業に格上げされたというのがあります。</p>
藤岡委員	<p>一定事業が認知されて参加者もお金を払ってくれるようになると一つの事業として認められてくるということですよ。</p>
坂本委員	<p>市民オーケストラなんかも、5～60人位のメンバーを募って、指導者も必要でしょうし、会場を借りる費用なんかも必要でしょうから、演奏会の時などにも2,000円程度の入場料は取っておられると思います。そうでないと活動費もおそらく捻出できないと思います。</p> <p>公益性という部分に関しては〇〇市の市民オーケストラということで市の名前を売っていくという効果はあると思います。</p>
藤岡委員	<p>良い補助金の出し方というか、こういう事業をすれば後々こういうことに繋がってくるという事例を参考にしながら要件を組み立てるという考え方も良いかもしれないですね。どういう補助金の出し方であれば貰い手は喜ぶのか、継続できるのかという視点もいるのかなと。</p>
施副委員長	<p>市民オーケストラも、入場料を払ってでも多くの市民が聞きに来たいと思うように、広く親しまれる楽曲を演奏するなどの営業努力も必要だと思います。</p>

坂本委員	夏休みであれば子ども向けの楽曲を中心にするなど、そうされているところもありますよね。
辻委員長	<p>アメリカのハーバード大学の教授が言っていたことで、NPO 団体や慈善活動を行っている団体はたくさんあるけれども、なぜ広がっていかないかというところ、スケールが小さいからということです。スケールを大きくすることが世の中を変えることであって、どうやってスケールを大きくしていくかと言えば、事業からの利益があることで、人が集まり広がっていくということです。</p> <p>ポイントとして大事なものは、申請している補助事業が四條畷市にとって役に立つのかどうかというのがまず一つで、それが良いものであればいかに今後もそれを継続させていくのかという観点に立って、そのためにはどういう仕組みを作れば良いかということだと思います。</p>
施副委員長	NPO も社会サービスを提供していますが、ボランティア、アマチュアの影響でクオリティが中途半端になっていて、プロフェッショナルはやはりお金を取ることが多いです。
藤岡委員	一方で市の産業振興といった活動から事業展開していくということも、我々としては進めていきたい一つの政策ではあります。
辻委員長	そういう訳でこの募集要項についてはもう少しご検討をお願いしたいと思います。他よろしいですか。
施副委員長	提案要件の（１）のところで、原則３名以上の構成員を有することとありますが、NPO 法人や社会福祉法人などのしっかりした組織体以外の、いわゆる一般市民のボランティアグループでも広く提案できますよというような表現が欲しいなと思っています。
辻委員長	僕は、原則という言葉が入っているのでこの表現でも良いと思います。何か

	<p>事業をしようと思った時に、誰も賛同してくれないようなものにはあまり期待できないと考えていて、この項目に関してはそんなに高いハードルにはならないのではという気はします。</p>
<p>施副委員長</p>	<p>原則3名という部分はもちろんそうですが、構成員という表現が少し堅いとかひっかかる部分です。</p>
<p>事務局</p>	<p>ここに関しては事務局も書き方について少し困ったところで、趣旨としては少人数のボランティアグループの提案でも撥ねるべきではないと、かといって何人以上でなければならないという訳でも当然なくて、加えて、前回増田委員から、個人からの提案であっても市の利益に繋がるものであれば良いのではという意見もあった中で、こういった書き方をさせていただいているのですが、1人でも5人でも10人でも構わないという意味で原則という表現を使っているところです。</p>
<p>増田委員</p>	<p>とはいえ、例外を認めようという場合は理由があるので、これを見て1人でもいけると思う人はいないのではないかと思う、と施委員はおっしゃりたいのかなと思ったのですが。</p>
<p>施副委員長</p>	<p>人数は僕も3名と思っているのですが、僕の言いたかったのは、きちっとした組織でなくても応募できるという趣旨です。</p>
<p>増田委員</p>	<p>この要綱に書かれていることをまとめたものがこの要領なので、要綱の方に構成員と書いてあるものを要領でマイルドな表現にすると嘘になってしまいますので。</p>
<p>施副委員長</p>	<p>例えば、カッコ書きでボランティア団体も可とするなどではどうでしょうか。</p>

増田委員	要綱ではもっと厳しく定款や会則などがないとダメと書いてありますし。
施副委員長	そこも気にはなっていて、定款や会則がある団体しか無理なのかなと。
増田委員	補助金を振り込むのであれば、銀行口座を作れるのかどうかという問題もあると思います。定款などがないと個人口座になってしまうのではないかと。
藤岡委員	役割分担としてまず最低代表者は必要ですよ。それから会計、監査で3人かと考えていたのですが、役割を兼ねてしまうと良くないですよ。
辻委員長	今既存の補助金はどうしているのですか。
藤岡委員	ほぼ団体にですね。申請の時に構成員の名簿を出してもらってという感じですね。代表者なり会計担当なりを置いて、事業が適正に行われたという報告をもらう必要がありますので。
辻委員長	ということは今までのやり方を変えるというのは難しい訳ですね。今回の補助金でもまず団体を作ってもらわなければいけないということですかね。
藤岡委員	3名でも作れないことはないですけどね。
施副委員長	地域の新しいお祭りなんかでも、きちんとした団体でなくても、〇〇実行委員会という形でされていますよね。
藤岡委員	そうですね、実行委員会に対して補助金を振込しているというのが多いです。
施副委員	実行委員会は規約みたいなものは持っているのですか。

長	
藤岡委員	作っていると思います。会の目的のようなものはやはり定める必要があると思います。
辻委員長	それは当然ある方が良いでしょうね。
増田委員	代表者を決める方法がないと、行政的に団体と認めるのは厳しいのではないですか。団体を対象として補助金を渡すとなると、団体は法律上の団体でないといけないと思うので、そうすると代表を決める方法と代表が誰かというのを最低限決めておかないといけない、そうすると必然的に定款が必要になってくる、そこをあいまいにするのは少し無理があるのではないかと思います。
施副委員長	確認ですが、法人以外に先ほどの実行委員会もそうですが、任意団体に補助金を出すことも問題ないということですね。
藤岡委員	認めています。
施副委員長	任意団体も規約とかそういったものを作ってもらおうということですね。
藤岡委員	簡単には作ってもらおう必要があると思います。
事務局	実態として、補助金を法人格のある団体に交付している例はかなり少ないのではないかと思います。
藤岡委員	任意団体が多いのかな。
事務局	ほぼ任意団体というイメージです。〇〇会代表〇〇のような感じだと思います。

	す。
増田委員	任意団体でもある程度はきちんとしていないと団体として補助金の対象にならないのではないのでしょうか。
事務局	ここまでの話でいくと、個人ないし2人の事業に補助金を出すというのはないという感じですかね。
藤岡委員	法人は厳しいのではないかと思いますね。
増田委員	個人がダメならダメとした方が応募する側も分かり易いと思います。
事務局	であれば、原則をとって3名以上、5名以上という形ですかね。
事務局	制度を動かしてみても実際に個人からの応募があるかどうかもありますよね。
辻委員長	それもありますよね。
増田委員	本当にやりたいのであれば実行委員会を作ってきてくださいという形になるのでしょうか。
施副委員長	NPO 法人でも通常は任意団体で2～3年の実績を積んで法人化するというのが一般的ですね。先ほどの育てるという観点に立てば当然任意団体も応募可能となってくるでしょうね。
辻委員長	確かに何か事業をしようとなれば、団体を作らないと本当の個人では難しいでしょうね。原則3名ということで良いのではないですか。
施副委員	後、細かい部分で、提案の要件の2番目の、提案者または提案団体の活動拠

長	点が原則市内にあり、事業の成果が四條畷市の「利益」・・・とありますが、利益よりも公益の方が良いのではと思います。
事務局	そのように修正します。
辻委員長	後何か文言でご意見ありますでしょうか。
坂本委員	活動拠点が原則市内にあるということは、既に活動拠点があるという意味ですか。それとも活動を予定しているものまで含むのでしょうか。
増田委員	実行委員会を作るのであれば、準備をしている時点で既に活動をしているということだと思います。分かり易い書き方にするというのは要綱を変えるのとは違ってチラシなどで工夫できると思いますので、現段階で詰めていくというよりは要綱が出来てからの方が良いのではという気がします。
辻委員長	他に文言で何か意見ありますでしょうか。
坂本委員	補助限度額のところの、対象となる経費の〇分の1「以下」に・・・の「以下」がいるのかどうか、補助率を設定するとして分かり易くするのであれば削除してしまっても良いのではないかと思います。
辻委員長	これは例えば100万円の事業費であった時に、上限があくまで50万円という意味で、団体が希望する補助額が20万円でも構わないという意味だと思います。ただ、先ほど申し上げましたとおり、新規の事業を提案しやすくするという観点で、100%補助でも良いのではないかと考えています。
藤岡委員	補助率は事業内容によるということで、一律に決めるのかどうかというところですね。

<p>施副委員 長</p>	<p>正確に表現するというのと、新規提案を受け入れやすくするのと両方考えるのは難しいですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>冒頭の既存補助金についての考え方の話でもありましたが、実際に既存の補助金で2分の1補助とか3分の1補助があって、段階的に新しい補助制度への移行を行うことを想定するのであれば、辻委員長がおっしゃるように補助率というものは設定できないということになるかもしれないですね。ヒアリングの結果にもよりますが、100%補助のものがあれば、補助率を設定することで既存補助金が制度上移行できなくなりますし。</p>
<p>藤岡委員</p>	<p>補助率の項目自体をこの要領に載せるかどうか、例えば別添の審査基準のようなものに組み込んで二本立てのような感じにするという考え方もできるかもしれません。</p>
<p>事務局</p>	<p>新規事業に関しては少なくとも上限額が書いていないと提案のしようがないですね。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>例えば、補助額を上限50万円と決めて、それぞれの団体から提案のあった事業の内容と予算を見比べながら判断できるかなという気がするのですがどうでしょうか。これは本当に役に立つから90%、100%の補助にしよう、逆にこれはそんなにお金がかからないだろうから10万円にしようということもあり得る訳で、そういう見極めは出来るのではないかという気がします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回趣旨として自立性という言葉が結構出てくるのですが、団体が財政的に自立しているという自立と、過去の検討会で、特にイベント事業などにおいて過度に行政の支援を受けているという話が出ましたが、そういった支援を受けずに自立してイベントを運営しているという意味での自立であったりとか、あまり自立性は感じられないけれども公益性の凄く高い提案であるとか、こういったこともまとめて一緒に評価していく必要がある中で、一律の補助率を設定</p>

	<p>するのは難しいのかなと思います。</p>
藤岡委員	<p>補助金額の限度額のようなものを設定して、例えば予算を組む時に50万円の10事業で500万円と決めるけれども、1事業の限度額を決めないといけないということですよ。</p>
辻委員長	<p>街をきれいにしたい人に対してごみ袋を渡すという補助事業があった場合、どんなにごみ袋を買っても1万円位だと思いますが、5,000円払わないと貰えないならやめておくとなりますよね。であれば、1万円全額補助することで街がきれいになるということもあるのではと思いますので、少額の補助金申請もたくさん出てくるのではないかという気がしています。</p>
施副委員長	<p>今のごみ袋の話も前回の坂本委員の緑化事業の話も材料費の話で、これも補助率をどうするかという話に繋がってきますよね。材料支給の場合は100%補助にするとか。</p>
辻委員長	<p>今現在で1補助対象事業についていくらを上限にするといったイメージは持っておられるのですか。</p>
事務局	<p>ヒアリングと振るい分けが終わった後の話になるかと思いますが、こちらに移行する候補の既存補助金の中で一番金額が高いものが上限になるのかなと考えています。</p>
辻委員長	<p>分かりました。この件についてはそれが終わった後の話ということにしましょう。募集要項についてはこれくらいとして、次はどうしましょう。時間も時間ですが審査要領の議論に移りましょうか。</p>
増田委員	<p>今日出た視点というのは審査要領にも大きく関わってくるのではないのでしょうか。</p>

辻委員長	<p>そうですね。今日は一旦ここまでにしましょうか。</p> <p>次回の検討会の時には振り分けは終わっているような形ですか。</p>
事務局	<p>資料としてご提示できるレベルまでかどうかは分かりませんが、ヒアリング自体は終わっている予定です。</p>
辻委員長	<p>次回はこういった資料で進められる予定でしょうか。</p>
事務局	<p>今日いただいた意見を反映した募集要領についてはご提示させていただきたいと思っています。</p> <p>また、ヒアリング結果がまとまったものが用意できるようであれば準備させていただきたいと考えていますが、少なくとも振り分け後に最終的に残った補助金については、事前にこの場へ資料として提供しておかないと、将来的にこの検討会で審査する可能性があるため、どこかの段階では必ず提示したいと考えています。</p> <p>他には、今日の議論の中の事業の要件の部分で、営利や自主財源の組み替えの話がありましたが、これの考え方に関しては事務局で整理して次回報告させていただきたいと思います。</p> <p>そのあたりを提示させていただきながら、審査要領の話、財務的な自立性、行政に頼らない自立性、公益性など評価や審査の基準や考え方についての話に入っていければと考えています。</p>
辻委員長	<p>それでは本日の議論はここまでにしまして、その他として何かありますか。</p>
事務局	<p>次回の検討会のご連絡をさせていただきます。6月26日の火曜日を予定しております。時間は今日と同じ午前10時から、場所は開催案内と併せてご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>

辻委員長	分かりました。それでは本日の検討会はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。
------	--

※辻委員の「辻」の標記は、正しくはしんじょうの「、」がひとつですが、標記の関係上「辻」としています。